

「北海道の物産と観光展」出品商品基準

第1 目的

この基準は、「北海道の物産と観光展」に出品する商品等について、規定を明確にすることにより、「北海道の物産と観光展」の質の維持、向上を図り、消費者の信頼を高めるとともに、北海道のイメージアップに寄与することを目的とする。

第2 出品形態

次の各号のいずれかの事業者による直接の出品もしくは会場となる百貨店（以下「会場百貨店」という。）の買い取りとする。

ただし、これらの事業者と委託販売契約を締結した事業者については、主催する市（以下「主催市」という。）または会場百貨店が当該契約を書面により確認した場合には、販売業務に従事することができる。

- (1) 道内に製造加工を行う事業所を置く製造業者
- (2) 道内に販売を行う事業所を置く卸売・小売業者

第3 生鮮食品

原則として道内産に限る。ただし、水産食品については、次の要件をすべて満たしたうえで主催市が北海道及び地域のイメージを損なわないものであると判断した場合には道外・海外産であっても出品を認める。

- (1) 過去に北海道内において水揚げされていたものであること
- (2) 産地表示を正確に行うこと
- (3) 強い顧客ニーズがあること

第4 加工品（非食品を含む）

次のとおりとする。

加工地	全部道内	一部道内	全部道外
使用原料			
全部道内産	○	△	×
一部道内産	○	△	×
全部道外産	○	△	×

○：認める。

△：次の要件のいずれかを満たすものは認める。

- (1) 製造加工の最終工程または重要な工程が道内で行われていること
 - (2) 道内で開発された製法・技術を主に用いて製造加工されていること
- ×
- (1) 基本的に認めない。ただし、次に掲げるような特別な理由があるものについては、主催市の判断により、特例的に認めることができるものとする。
 - (1) 製造加工を行っていた工場等が経済環境の変化等により道外に移転し、道内での製造加工が困難なもの
 - (2) 水産物など漁獲時期の関係で道外で原料を調達し、鮮度や品質の維持のため一時期道外で製造加工をせざるを得ない事情にあるもの(恒常的なものは除く)
 - (3) 道内の事業者が企画・考案した商品で、道内産の原料を使用して製造加工されているもの
 - (4) 地域固有の気候風土、動植物、観光名所などのイメージを形にし、物産展の雰囲気づくりなどに寄与するもの

第5 運用

- (1) 商品については原則として主催市（または主催市の物産協会）を經由して出品するものとする。
- (2) 主催市経由の出品については、この基準の遵守について主催市が責任を負うものとする。
- (3) やむを得ず会場百貨店が直接取引を行う場合は、この基準の遵守について会場百貨店が責任を負うものとする。
- (4) 主催者はこの基準が遵守されているかどうかについての確認を行うものとする。

附則

- 1 この基準は、平成16年7月 2日から施行する。
- 2 この基準は、平成17年7月21日から施行する。